

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の発行後レビュー結果を公表します。

リフォームローン・ソーラーローン信託受益権 201812 (契約番号 00012883)

A号優先受益権・メザニン I-1 受益権・メザニン I-2 受益権・メザニンII受益権・劣後受益権のレビューを実施

評価対象	： リフォームローン・ソーラーローン信託受益権 201812 (契約番号 00012883) A号優先受益権・メザニン I-1 受益権・メザニン I-2 受益権 メザニンII受益権・劣後受益権
分類	： 信託受益権
発行額	： A号優先受益権：8,610,000,000円 メザニン I-1 受益権：805,000,000円 メザニン I-2 受益権：525,000,000円 メザニンII受益権：1,435,000,000円 劣後受益権：958,037,618円
受益権譲渡日	： 2018年12月28日
信託期間満了日	： 2039年12月30日
償還方法	： 月次パススルー償還、シークエンシャルペイ
資金用途	： 太陽光発電システム等の設置を主な目的とするリフォームローンの取得

<グリーンボンドレビュー結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金用途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

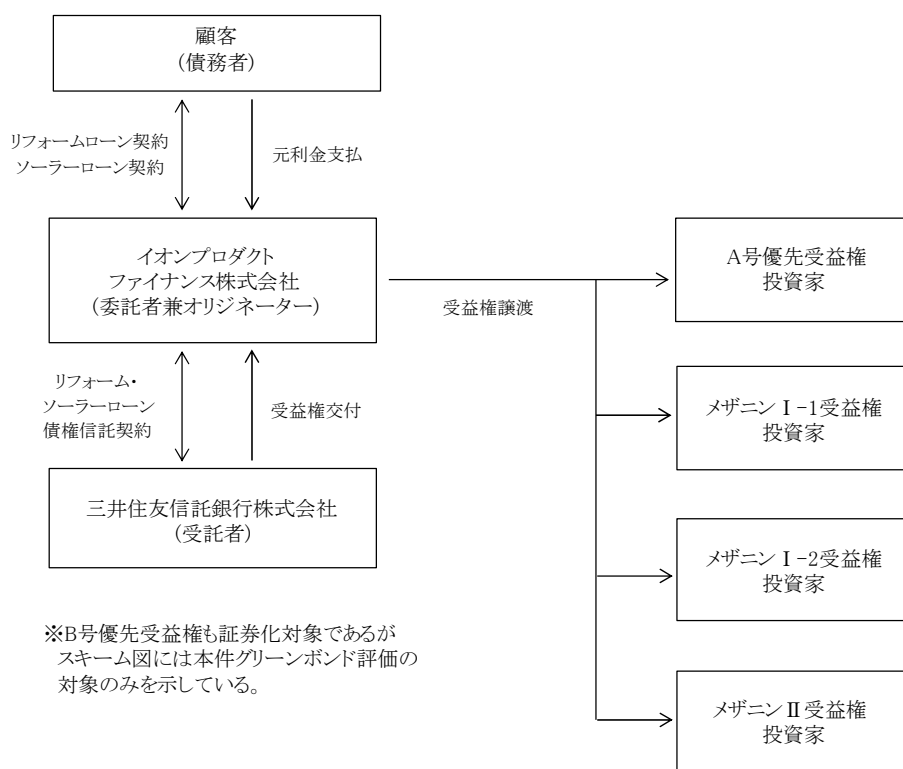
1. 概要

JCR では、2018 年 12 月 28 日に、イオンプロダクトファイナンス株式会社をオリジネーターとするリフォームローン・ソーラーローン信託受益権 201812（契約番号 00012883）の A 号優先受益権・メザニン I-1 受益権・メザニン I-2 受益権・メザニン II 受益権・劣後受益権に対し、JCR グリーンボンド評価”Green 1”を付与した。主な概要は以下のとおりである。

イオンプロダクトファイナンスは、イオンフィナンシャルサービス株式会社の連結子会社である。2013 年 5 月にイオンフィナンシャルサービスグループの一員となった。イオンフィナンシャルサービスグループの中では、個品割賦を取り扱う会社として位置づけられている。

評価対象は、イオンプロダクトファイナンスが顧客に対して実行するリフォームローンおよびソーラーローンを裏付けとして、三井住友信託銀行株式会社を受託者として組成される信託受益権のうち A 号優先受益権、メザニン I-1 受益権、メザニン I-2 受益権、メザニン II 受益権、劣後受益権（以上を総称して、本信託受益権）である。

[スキーム図]



裏付け資産のうち、ソーラーローンはイオンプロダクトファイナンスが個人顧客および法人顧客に対して実行するローンのうち、太陽光発電システム、蓄電池、オール電化設備等の設置を目的としたものをさし、設置対象となる設備はいずれも省エネ性能の高い設備であることを確認している。また、対象となる設備は、(1) 小規模な太陽光発電システムの設置が中心であり、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されないこと、(2) 工事はイオンプロダクトファイナンスの審査で選定された加盟店によって行われ、ローンの実行に際しては、顧客から工事完了の連絡を確認することから、適切に環境改善効果を発現する蓋然性が高いことにより、環境面で懸念されるリスクが適切に回避されていることを確認した。

今般本信託受益権に関してレビューを実施したところ、発行代わり金は本信託受益権の発行当初に予定していたソーラーローンに全額充当されていることを確認した。また、管理・運営体制は当初予定通り維持されていること、適切な開示がなされていることも確認した。

以上のレビューの結果、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」において”g1”、「管理・運営・透明性評価」において”m1”としたため、「JCR グリーンボンド評価」を”Green 1”とした。評価結果については次項以降で詳述する。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則¹およびグリーンボンドガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

2. 発行後レビュー事項

本項では、発行後のレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは本評価付与時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

(1) 資金用途(充当状況)

本信託受益権により調達された資金の管理や、グリーンプロジェクトへの調達資金の充当が、本評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に行われたか。

(2) 資金用途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

本信託受益権を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスについて変更はないか。

(3) 資金管理の妥当性および透明性

本信託受益権によって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されたか。また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか。

(4) レポーティング

本信託受益権により調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、本評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

(5) 組織の環境への取り組みについて

発行体の経営陣が環境問題について、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

3. レビュー内容

(1) 資金使途(充当状況)

本信託受益権の発行代わり金は、受託者である三井住友信託銀行株式会社が裏付資産であるソーラーローンプールの取得のために充当されている。ソーラーローンは、イオンプロダクトファイナンスが個人および法人顧客に対して実行する、太陽光発電システムおよび付帯設備の設置を目的としたローンである。

JCR は本信託受益権の交付によって、発行代わり金はソーラーローンプールの取得に充当されていることを確認した。また、イオンプロダクトファイナンスへのヒアリングにより、ソーラーローンの対象となる工事は引き続き適切に行われていることを確認した。これより、JCR は適切に資金充当が行われていると評価した。

(2) 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

JCR ではイオンプロダクトファイナンスにおける資金使途の選定基準とそのプロセスにおいて、前回評価時点において妥当と評価した。今般のレビューにおいて特段の変更がないことを確認しているため、JCR では引き続き資金使途の選定基準とプロセスが適切であると判断している。

(3) 資金管理の妥当性および透明性

JCR では資金管理について、前回評価時点において妥当と評価した。本信託受益権の発行代わり金の全額は既にソーラーローンプールの取得のために充当され、未充当資金はなかった。また、資金管理体制は前回評価時点から変更はない。これより、資金管理は引き続き適切に行われていると JCR では判断している。

(4) レポーティング

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本信託受益権の発行代わり金の全額は、信託においてソーラーローンプールの取得のために充当されている。これより、本レビュー実施時点において未充当資金は発生していない。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

イオンプロダクトファイナンスは、受託者より投資家に交付される信託財産状況報告書において、本信託受益権のインパクトレポーティングを行うこととしている。信託財産状況報告書より、環境改善効果として推定発電量および推定 CO₂削減量が開示されているのを確認した。

以上により、レポーティングは適切に行われていることを JCR は確認した。

(5) 組織の環境への取り組み

イオンプロダクトファイナンスは、イオングループが展開する事業のうち、総合金融事業の一角を担っており、CSR に関しては、イオンおよび親会社であるイオンフィナンシャルサービスの方針に則して取り組んでいる。

a. イオンの環境に対する取り組み

イオンプロダクトファイナンスの属しているイオンは、1980年代後半からCSR活動を組織的に取り組むための体制づくりを進めてきている。1989年、「イオングループ1%クラブ（現（公財）イオンワンパーセントクラブ）」の発足を皮切りに、「地球にやさしいジャスコ委員会」「（財）イオングループ環境財団（現（公財）イオン環境財団）」の設立を通して、環境問題および社会問題に対して取り組んできた。

2018年9月、イオンは「イオンサステナビリティ基本方針」を改訂し、それに伴い、サステナブル経営をさらに前進させるために、2014年に設定した「ビッグチャレンジ2020」を見直した。特に、環境面の重点課題への3つの挑戦として、「イオン脱炭素ビジョン2050」「イオン持続可能な調達方針・2020年目標」「イオングループ食品廃棄物削減目標(2025年)」を中長期的な目標として定めている。

この中で、「イオン脱炭素ビジョン2050」は、2050年までに店舗で排出する総量でゼロにすることを目指すとともに、「店舗」「商品・物流」「お客さまとともに」の3つの視点で、温室効果ガス排出削減に取り組み、脱炭素化の実現に貢献することを目的とするものである。2012年から行っているエネルギー使用量およびCO₂排出量の削減への取り組みである「イオンのecoプロジェクト」に続く活動となっており、より強いコミットメントを達成するために、イオングループの活動に関し、全方位的に具体的な計画がたてられており、強い意識を持ち環境問題へ対応していることがわかる。

また、イオンは2018年3月より国際的なイニシアティブであるRE100（Renewable Energy 100、国際環境NGOのThe Climate Groupが2014年に開始したイニシアティブで、2018年9月末時点で世界全体で152社が加盟）に日本の大手小売業として初めて参加しており、「100%再生エネルギーでの事業運営」を目標に掲げ取り組みをより強化している。

b. イオンフィナンシャルサービスの環境に対する取り組み

イオンフィナンシャルサービスは、「金融サービスを通じ、お客さまの未来と信用を活かす生活応援企業」という経営方針のもと、社会の持続可能な発展に貢献するためのビジネスを推進するとしている。また、環境方針を策定し、業務に即して環境に配慮した取り組みを推進している。

イオンフィナンシャルサービス 環境方針

私たちは、お客さまの毎日の暮らしの中で「安心、便利、お得」にご利用いただける、「生活に密着した金融商品・サービス」の提供を通じて、「低炭素社会の構築」、「生物多様性の保全」、「資源循環型社会の形成」を柱とし環境保全に取り組めます。

1. 私たちは、低炭素社会の構築のため、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。
2. 私たちは、経済活動の根幹を担う金融機関の社会的な責任として、豊かな自然共生社会の実現に向け、事業活動における生態系への影響の軽減と生物多様性の保全に取り組めます。
3. 私たちは、資源循環型社会の形成のために廃棄物の削減・省資源化に取り組めます。
 - (1) 資源の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
 - (2) 環境負荷の少ない原料・資材等を選択するよう努めます。
4. 私たちは、環境側面に関わる法規制等を順守するとともに本方針を従業員および当社の事業活動を支えるすべての人々に公開します。
5. 私たちは、持続可能な社会の形成には、お客さまをはじめとする多くのステークホルダーとの連携が重要であることを認識し、適切に連携・協働するよう努めます。

以上によりJCRでは、環境問題がイオンおよびイオンフィナンシャルサービスにとって重要なものであると評価している。

4. レビュー結果

前項に記載した事項を検証した結果、本信託受益権は当初想定されていた資金使途であるグリーンプロジェクトに100%充当されており、資金充当対象資産は、当初想定した環境改善効果を十分に発現していることをJCRは確認した。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

対象	当初発行額	受益権譲渡日	信託期間満了日	評価
A号優先受益権	8,610,000,000円	2018年12月28日	2039年12月30日	グリーンボンド評価 :Green1 グリーン性評価 :g1 管理・運営・透明性評価 :m1
メザニンI-1受益権	805,000,000円			
メザニンI-2受益権	525,000,000円			
メザニンII受益権	1,435,000,000円			
劣後受益権	958,037,618円			

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル